

刈谷市電力・ガス・食料品等価格高騰 低所得世帯支援給付金（3万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 刈谷市電力・ガス・食料品等価格高騰低所得世帯支援給付金（**1世帯あたり3万円**）は、住民税均等割非課税世帯や令和5年1月から9月までの間に家計急変のあった世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり3万円

給付金の支給時期

刈谷市が確認書(または申請書)を受理した日からおおむね2～3週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和5年1月～9月の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

刈谷市から確認書が届きます (要返送)

※一部申請が必要な場合があります。



令和5年6月1日時点で刈谷市に住民登録のある世帯に確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

刈谷市に申請が必要です

申請期間：令和5年6月21日（水）
～令和5年9月29日（金）

申請時点で刈谷市に住民登録のある世帯は申請してください。

【申請書配布先】刈谷市役所、市ホームページ

詳しくは裏面「II」へ

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税均等割が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 非課税の世帯には、刈谷市から、給付内容や支給対象の確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 内容を確認して、刈谷市に**返信してください**。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないこと
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
- ③世帯の中に、他市区町村による同様の給付金を受給した者またはその者と同じ世帯にいた者がいないこと



世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 刈谷市の確認が終わり次第、順次、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 確認書に必要な事項を記入して、添付書類とともに返信してください。

II 予期せず収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月から9月までの間の任意の1か月収入×12倍）が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（刈谷市の場合）単身の場合：97万円以下、母・子(1人)の場合147.9万円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要な事項を記入して、添付書類とともに直接または郵送でご提出ください。

提出窓口 刈谷市役所806会議室

（9時から12時、13時から17時 土日祝を除く）

※窓口は大変混雑します。郵送でのご提出にご協力ください。

! 予期せず収入が減少したわけではないにも関わらず意図的に給付を申請することは不正行為に該当します。不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の刑に処されることがあります。



電力・ガス・食料品等価格高騰低所得世帯支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ



刈谷市電力・ガス・食料品等価格高騰低所得世帯支援給付金専用ダイヤル

0566-93-5191 受付時間 平日9:00~17:00（土日祝を除く）